

第三者損害賠償制度に関する具体の論点について

論点 1：第三者損害の内容

宇宙損害賠償条約上の損害とは、「人の死亡若しくは身体の損傷その他の健康の損害又は国、自然人、法人若しくは国際的な政府間機関の財産の滅失若しくは損傷をいう」と定義されており、精神的損害といった無形の損害が含まれるかどうかは明文化されていないが、これらの無形損害も打上げと相当因果関係があれば、宇宙損害賠償条約の損害に該当するとするのが外務省による解釈となっている。

一方、我が国の国内法の解釈においては、民法の一般原則に基づくと、人工衛星の打上げ行為乃至は打上げの瑕疵と相当因果関係に立つ生命・身体及び財産に対する全損害を含むものと解釈されることから、宇宙損害賠償条約と国内法の損害概念については、異同はないと解釈する。

論点 2：第三者の具体的範囲について（打上げ事業者の関与者・従業者の扱い）

第三者の範囲については、ロケット打上げ事業者以外の打上げ関与者と、ロケット打上げ事業者の従業者、が第三者損害賠償の対象となるか否かが課題となる。

ロケット打上げ事業者以外の打上げ関与者については、彼らはロケット打上げ行為に対して中立的か局外の立場にある者ではなく、打上げ活動に内在する危険を理解した上で参画している者であるといえ、第三者損害賠償の原因を与える可能性を有する行為者側の主体である。

具体的に想定される打上げ関与者が被る損害としては、打上げの失敗・遅延による民間事業者の逸失利益、顧客に対する遅延金、射場に持ち込まれた設備類の損失等があるが、本来潜在的な加害者の立場に立つ打上げ関与者を、一律に宇宙活動法により救済する対象と位置付けることは、必ずしも立法目的に合致しないため、これらは打上げ行為者内部の相互の契約関係の中で柔軟に処理することが適当である。また、打上げに係る第三者賠償責任保険上も打上げ関与者は被保険者であり、その損害については填補しないとされている。以上のことから、打上げ関与者は損害賠償責任を負う第三者の対象外とすることが適当である。

ロケット打上げ事業者の従業者は、打上げ関与者の手足として活動する者に過ぎないが、その損害は労働者災害補償保険で補償され、また、第三者賠償責任保険の支払いの対象外となっている。

故に、これらの二者は損害賠償責任を負う第三者の対象外とすることが適当であると考える。

論点3：無過失責任の扱いについて

人工衛星等の打上げ及び再突入機の再突入による地上（飛行中の航空機を含む。以下同じ。）損害については、無過失責任とする。無過失責任を負うとする考え方の根拠は以下のとおりである。

人工衛星等の打上げ等は、潜在的な危険性を有する社会活動であり、被害者と行為者の利益衡量としては、打上げ等によって一般公衆に損害を与えた場合には、行為者の過失の有無に関わらず、行為者に賠償責任を認めることとし、被害者保護を徹底することが適当である。

自ら危険を作り出しコントロールする者は、その危険の結果である損害について責任を負うべき（危険責任）

人工衛星等の打上げ等は、高度な先端技術であり、被害者側に故意、過失の立証責任を課すのは苛酷である。

また、宇宙損害賠償責任条約に基づく地上損害に係る打上げ国の責任が無過失責任とされていることとの権衡を勘案すれば、国内法においても無過失責任とすることが望ましい。

さらに、責任集中を導入する場合には、被害者が不利とならないよう無過失責任が前提となることから、無過失責任とすることが必要になる。

人工衛星の管理に起因する地上損害についても、宇宙損害賠償責任条約や仏国の宇宙活動法は無過失責任としていることから、無過失責任とすることが望ましい。一方で、人工衛星等の打上げに比して地上損害のリスクが極めて小さい人工衛星の管理について、上記、を理由として無過失責任を課すことの妥当性も検討の余地がある。

論点4：無過失責任における免責の範囲について

具体的な損害発生事例としては以下が想定されるが、これらの事例に照らし合わせ、無過失責任を採用した場合の免責事由について考慮する。

予定されたロケットの飛行及び第一段ロケット等の海上への投下行為といった許された危険の場合

専ら異常な規模の天災地変による場合

戦争・内乱等の社会動乱の場合

宇宙空間での他の衛星・ロケットとの衝突による場合

その他、隕石、宇宙デブリとの衝突といった不慮の事態による場合

以下に上記の各場合について個別に考察する。

予定されたロケットの飛行及び第一段ロケット等の海上への投下行為といった許された危険の場合

かかる予定されたロケットの航行等によって生じた損害について、打上げ事業者を免責する理由は無い。

専ら異常な規模の天災地変による場合

一般的に我が国では、天変地異に起因する損害については、その責任を行為者に帰せしめることが必ずしも適当でない場合も想定され、一定の合理的な免責理由を定めることが通例となっている。

先述のとおりロケットエンジン点火時に大地震が発生する可能性は非常に稀であるものの、一切否定はできないことから、原子力損害賠償法や油濁損害賠償補償法が採るように、被害者保護の要請と事業者の責任負担の考量の上で、「異常な規模の天災地変」については免責事由とすることが適当と考えられる。

戦争、内乱等の社会的動乱による場合

打上げ行為を差し控えることができることから、社会的動乱を免責事由とする必要がないとも考えられるが、ロケット打上げ事業者の不可抗力である社会的動乱によって万が一にも損害が生じた場合に、ロケット打上げ事業者に責任を負わせることは適当ではないことから、社会的動乱は免責事由とすることが適当である。

宇宙空間での他の衛星・ロケットとの衝突による場合

かかる衝突によって生じた損害について、打上げ事業者を免責する理由は無い。

その他、隕石、宇宙デブリとの衝突といった不慮の事態による場合

モニタリング不能な隕石やデブリ等との衝突は、宇宙空間への打上げ行為に内在するリスクと言えるため、これを免責事由とすべき理由に乏しい。

我が国の一般的な第三者損害賠償に係る法制に基づき、一定の条件下で免責事由を設ける無過失責任を法定化することが妥当であると考える。この際の免責事由は、上述のとおり、異常な規模の天災地変、社会的動乱となる。

論点5：責任集中を法定化する必要性

人工衛星等のロケットの打上げには複数の行為者が関与するが、被害者からの賠償請求に迅速に対応するためにも責任は集中されることが望まれる。

また、宇宙損害賠償条約に基づく求償が国内の原因者に行われた場合、国内法で責任主体が一元化されていることで、国としては求償対象が明確になることから、責任を集中することが望まれる。

なお、第三者賠償責任保険として妥当な保険金額の付保を義務付ければ、責任を集中された打上げ実施者も、関係するメーカー等も第三者賠償責任保険により賠償資力の担保を受け、併せて国の補償が措置された場合には、責任の集中により、打上げ実施者が金銭的に不利益を被ることは無い。

一方で、人工衛星等の打上げに当たっての地上の第三者損害の発生防止に当たっては、打上げ射場運営者が講ずる飛行安全及び地上安全の確保に係る措置による部分も大きく、打上げ射場運営者が危険の一定程度を支配していると言える。

このことから、打上げ実施者と打上げ射場運営者との関係については、求償の可否等を含め関係メーカーと異なった取扱いを求める意見もある。

論点6：損害賠償措置の義務付けと国の補償の考え方

打上げ事業者等が講じる損害賠償措置でカバーできない損害が発生した場合について、被害者の保護に万全を期す観点から、国により損害賠償措置でカバーできない損害について補償する枠組みを創設する必要がある。

同時に、国家的に推進すべき宇宙開発利用を担う打上げ事業の健全な発達を図る観点からは、打上げ事業者としては、一定の範囲までの賠償義務は当該事業者が調達した損害賠償措置により填補し、それでカバーできない部分については国からの賠償に要する費用の補償を期待し得ることにより、賠償負担についての予測可能性と第三者損害賠償リスクの合理化が可能となる。

(参考)

打上げ事業者等の調達した損害賠償措置でカバーできない損害について国が補償することが他の打上げサービスを提供する宇宙先進国のすう勢となっている現状において、我が国打上げサービスの国際競争力を確保するために諸外国と同条件の賠償リスクの合理化が必要である。

第三者損害賠償に備えるための諸外国の法令として、米国の「商業宇宙打上げ法」(1994年改正)は、ロケットの種類と射場の要素を勘案し、個々のロケットと射場ごとに保険金額を設定することになるが、第三者賠償責任保険の保険金額を最大蓋然性損害額(その最大値は5億ドル)と定め、この最大蓋然性損害額を超える損害が発生した場合には国が15億ドル(1988年以降のインフレーションによる調整あり)を限度に補償することになっている。この米国政府による補償は、同法に基づき免許を受けた民間打上げ事業者のみならず、その契約者、あらゆる段階の下請け契約者等に対する第三者請求も対象である。

ロシアでは、「ロシア連邦宇宙活動法」(1993年制定)により、賠償上限額が定まった賠償責任保険の付保が義務付けられ、これを超える損害が発生した場合、国が補償を行うことになっている。

仏国では、宇宙活動法および財政法により、現時点では、ロケットの大小を問わず保険金額は一律6千万ユーロと定められており、これを超える損害が発生した場合、国がその差額を上限無しで補償することになっている。また、韓国も、韓国宇宙損害賠償法(2007年改正)により、2千億ウォンの保険付保が義務付けられ、この点補限度額を超過する部分は韓国政府が補償をすることになっている。

このように、第三者賠償責任保険の保険金額は各国により一律ではなく、米国ではロケット及び射場の規模で金額が変動する一方で、我が国及び仏国や韓国では同額の保険金額が設定されている。

現状では、H-A、H-B及びイプシロンと型式が限定されている我が国の打上げにおいては、第三者賠償責任保険の保険金額は200億円として運用されてきた経緯にあるが、今後民間事業者によるより小規模なロケットの打上げが予定されている中で、一律の決まった保険金額を宇宙活動法で規定することは合理的ではないことが想定されることから、改めて第三者賠償責任保険の保険金額を政省令等で規定することが妥当であると考える。

国の補償の妥当性については、第三者賠償責任保険の保険金額を超える損害等の発生時に国が補償を行うことは他の宇宙先進国の趨勢となっており、宇宙活動法案において国の補償を規定しないとい

う諸外国よりも厳しい規定を設けるならば、国際競争において、我が国の事業者は圧倒的に劣勢に立たされてしまうおそれがある。

第三者賠償リスクは、民間事業者が打上げ事業に参入するにあたって懸念を抱く主なリスクの一つである。一方、可能性は高くないとはいえ、巨額の第三者損害賠償リスクに直面する可能性を捨象できない衛星打上げを委託する当事者からすれば、国による第三者損害賠償への手当が万全に講じられているロケット打上げを選択する動機が働く、とみる方が自然である。

現在は、国際保険市場から十分な保険引受能力を確保できるといわれている。従って、適切な第三者賠償責任保険の保険金額を設定することによって、事実上、国の補償が発動する可能性をほぼゼロにすることが十分に可能である。実際に米国では、打上げに起因する損害総額が、事業者が手配する第三者賠償責任保険の保険金額を超え、国家補償が発動するゾーンに入る確率を1,000万分の1に設定している。つまり、現在の宇宙最先進国といえる米国では、国家補償制度が準備されてはいるものの、その発動の可能性は1,000万分の1というほぼゼロに等しい水準に押さえられ、事実上、第三者賠償責任保険の保険金額内で全ての損害賠償金が資金手当てされることが想定されている。この点は、長期間影響が残存する放射性物質を環境中に放散する原子力施設の事故を想定している原子力損害賠償法とは考え方が異なる。

結論として、我が国が政策的に宇宙産業を振興し、他の国とのロケット打上げ競争への競争力を高める観点からも、打上げ事業者が講じた損害賠償措置でカバーできない損害にかかる国の補償制度を準備しつつ、適切な検証と解析を加えた上で妥当な第三者賠償責任保険の保険金額を設定することにより、米国制度と同様の制度化を志向することが妥当である。

以上